

文化芸術振興事業企画運営業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本事業において、岐阜県内及び近郊で活躍するアーティストや文化人等による公演や、市民の文化芸術の諸活動の拠点となる各務原市民会館の活用促進（舞台運営等）、美術展等により市民の文化芸術に対する関心を高め文化の振興と交流を図ることを目的とし実施し、その企画運営業務を委託により行う。

本要領は、業務委託にあたり、公募型プロポーザル方式により、事業者の提案内容や能力等を総合的に判断し、本業務に最も適した提案者を決定するために必要な事項を定める。

2. 業務概要

(1) 業務名 文化芸術振興事業企画運営業務委託

(2) 業務内容 「文化芸術振興事業企画運営業務委託仕様書」による

(3) 履行期間 契約締結日 から 令和7年3月31日

(4) 提案上限額 17,135,580円（消費税及び地方消費税込み）

ただし、各年度において次の金額を超えないものとする。

①令和5年度 各務原市民会館事業企画運営：5,148,990円（税込み）

文化芸術活動事業企画運営：3,292,905円（税込み）

②令和6年度 各務原市民会館事業企画運営：5,241,390円（税込み）

文化芸術活動事業企画運営：3,452,295円（税込み）

3. 参加資格の要件

この要領に基づく公募型プロポーザルに参加ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(3) 各務原市競争入札参加資格を有していること。

(4) 各務原市競争入札参加資格停止措置要綱（平成14年9月30日決裁）による指名停止の措置を受けていないこと。

(5) 営業に関し法令上の許可、認可、免許等を必要とする場合においては、これを受けている者であること。

- (6) 各務原市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年7月23日決裁）に基づく排除措置の対象となっていない者であること。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (7) 過去5年以内において、同規模以上のコンサート等公演の運営業務及び美術展の運営業務を実施または受託した実績があること。
- (8) 舞台運営の業務における現場責任者に関しては、ホールの常駐管理の経験を有し、かつ舞台技術者としての経験年数が5年以上の者を配置できること。
- また、施設利用のない時間帯においては、原則として、開館時間中1名以上の従事者を勤務させることができること。

4. 公募スケジュール

実施要領等の公開	令和5年 4月 3日 (月)
質問書提出期限	令和5年 4月 11日 (火)
質問に対する回答	令和5年 4月 13日 (木)
参加意思表明書等の提出期限	令和5年 4月 17日 (月)
企画提案書等の提出期限	令和5年 4月 21日 (金)
プレゼンテーション審査の実施	令和5年 4月 25日 (火)
結果通知	令和5年 4月 下旬
契約締結	令和5年 5月 月上旬

5. 質問の受付及び回答

(1) 提出書類

質問書（様式1）に必要事項を記載し、事務局に電子メールにて送付すること。
なお、電話及び口頭による質問は受け付けない。

(2) 質問受付期間

令和5年4月3日（月）から令和5年4月11日（火）17時まで（必着）

(3) 質問に対する回答

質問及び回答の内容を市ウェブサイトで公表する。その際、質問者名は公表しない。

6. 参加表明書等の提出

(1) 提出書類

提出書類	提出部数
参加意思表明書（様式2）	1部
会社概要書（様式3）	10部
業務実績調書（様式4）	10部
予定技術者調書（様式5）	10部

(2) 提出期限

令和5年4月17日(月) 17時まで(必着)

(3) 提出方法

産業活力部いきいき楽習課(産業文化センター6階)へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)

7. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

提出書類	提出部数
企画提案書	原本 1部
	副本 10部
見積書	10部

※1 企画提案書は下記の①～③を盛り込んだものとする。様式の定めは無いが、規格はA4版・縦、片面印刷とすること。

①業務実施方針について

②業務実施体制について

③各事業の企画提案について

各務原市民会館事業企画運營業務、文化芸術活動事業企画運營業務の各事業の詳細について、具体的に分かりやすく提案すること。

※2 見積書の様式は任意とする。代表者印を押印の上、宛先は各務原市長とすること。履行期間を通した各年度毎の見積もりと、業務毎の内訳を記載すること。

(2) 提出期限

令和5年4月21日(金) 17時まで(必着)

(3) 提出方法

産業活力部いきいき楽習課(産業文化センター6階)へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)

8. プレゼンテーション及びヒアリング

(1) 実施日 令和5年4月25日(火) 開始時間は、各提案者に別途通知する。

(2) 実施場所 各務原市役所北庁舎(産業文化センター)4階 第2学習室
各務原市那加桜町2丁目186番地

(3) 実施方法 プレゼンテーション(20分以内)、ヒアリング(15分程度)

・出席者は1者3名以内とし、説明は本業務に従事を予定している者が行うこととする。

・プレゼンテーションは、提出した企画提案書等の内容を逸脱しないものとし、追加資料の配布等は認めない。

・パソコン等を用いた説明は可能とする。使用する機器（プロジェクター（HDMIケーブル）・スクリーン・延長コード）は市で用意するが、パソコン等その他必要な機器は提案者において用意すること。

9. 評価方法及び選定方法について

(1) 評価基準

評価項目		評価内容	配点
業務実績	業務実績	企業における業務実績を評価する。	10
配置技術者	配置技術者の業務実績	配置技術者の業務実績を評価する	10
企画提案書	業務実施方針・実施体制	本業務の実施方針・実施体制について、的確性、独創性、実現性を総合的に評価する。	30
	企画提案	各務原市民会館事業企画運営業務について、的確性、独創性、実現性を総合的に評価する。	15
		文化芸術活動事業企画運営業務について、的確性、独創性、実現性を総合的に評価する。	15
ヒアリング	ヒアリング	本業務への取組意欲及び理解度などを総合的に評価する。	10
業務価格	見積金額	見積金額について、相対的に評価する。	10
合計			100

(2) 選定方法

評価委員会の委員が、評価基準の項目ごとに点数を付し、各委員の点数の合計点が最も高い参加者を受注者の候補として選定する。ただし、満点の6割を最低水準点とし、これに満たない場合は受注者の候補としない。

10. 審査結果の通知

評価結果については、書面により全提案者に通知する。

11. 契約の締結

(1) 契約については、提案採用者と提案書に基づき仕様の内容を協議した上で、地方自治法施行令167条の2第1項第2号に定める随意契約において契約を締結する。ただし、事業費については「2. 業務概要(4) 提案上限額」で示した上限額を超えることはない。

- (2) 「1 2. 欠格要件」に該当する場合で提案採用者との契約締結が不可能となった場合は次点の提案者との協議を行うことがある。
- (3) 契約の履行に関しては、各務原市契約約款及び仕様書等に基づき、日本国の法令を遵守しなければならない。

1 2. 欠格要件

- (1) 参加資格要件を満たさなくなった場合。
- (2) 提出資料が本実施要領の提出方法に適合しない場合。
- (3) 提出資料が本実施要領に示された条件に適合しない場合。
- (4) 企画提案書・その他提出された書類に虚偽の記載があった場合。
- (5) 評価委員や関係職員に本業務に関する内容の接触があった場合。
- (6) その他本実施要領に違反するなど評価委員会が不適格と認めた場合。
- (7) 「9. 評価方法及び選定方法について(2)」で定める最低水準点に満たない場合。
- (8) 「1 1. 契約の締結(1)」で行う協議が整わなかった場合。

1 3. その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 参加表明書及び企画提案書等の提出物は返却しない。
- (3) 提出期限後の書類の差替え再提出は原則として認めない。
- (4) 提出された企画提案書等は、必要な範囲において複製できるものとし、本プロポーザル以外の目的には、提案者への断りなく使用しないものとする。
- (5) 評価、採点等審査内容及び審査過程に関する問い合わせには応じない。また、選考結果に対して、異議を申し立てることはできない。
- (6) 本プロポーザルは提案採用者の候補の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。
- (7) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については市が定める。

1 4. 担当連絡先

住 所：〒504-8555 岐阜県各務原市那加桜町1丁目69番地

担 当：各務原市役所 産業活力部いきいき楽習課

電 話：058-383-1210

FAX：058-389-0765

電子メールアドレス syogaigaku@city.kakamigahara.gifu.jp

各務原市ホームページ <http://www.city.kakamigahara.lg.jp/>

